

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
西門電気錠及びインターホン取替修繕
- 2 履行場所
港南区東永谷一丁目36番1号
横浜市立下永谷小学校
- 3 契約日
令和8年5月19日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年8月31日まで
- 5 契約金額
214,500円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
神奈川県横浜市港南区笹下五丁目10番8号
株式会社協栄電設
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
西門の電気錠およびインターホンが故障した。このままでは訪問者への対応に支障が出るため、緊急契約にて補修をおこなった。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立下永谷小学校